

平成 28 年 11 月 25 日

厚生労働省医政局
医事課長 武井貞治 殿

一般社団法人日本カイロプラクターズ協会
会長 竹谷内啓介



カイロプラクティックの高等教育

実施許可に関する要望書

平成 26 年 2 月 7 日付の「医業類似行為業に関する指導について」（医政医発 0207 第 1 号）の通知で『「手技による医業類似行為の危害－整体、カイロプラクティック、マッサージ等で重症事例も－』²⁾によると国家資格を有しないと思われる手技による医業類似行為を受け、健康被害が生じた相談が相当数ある旨の報告」の記載がありました。その後、消費者庁安全対策課担当者から手技による医業類似行為およびリラクゼーション業による被害件数が現在でも増加傾向である事例の報告がありました。

当会は、カイロプラクティックの高等教育を実施することが、施術者の知識と技術を向上させ安全性を担保することにつながり利用者（受療者）の健康被害防止に役立つと考えています。カイロプラクティックの高等教育が本邦において必須である理由を下記にあげます。

1. 昭和35年の「医業類似行為において有害の恐れがない場合は、禁止処罰の対象とはならない。」とする最高裁判決³⁾により、カイロプラクティックは法的資格制度のない医業類似行為として教育基準が設定されていません。²⁾国民の健康被害を予防する策として一定水準以上の知識や技術を有したカイロプラクティック施術者（カイロプラクター）を養成するための専門教育機関が必要であり、専門教育の実施は同分野の有効性と安全性の研究促進にもつながります。
2. 法的資格制度が確立された国の例として、アメリカ⁴⁾⁵⁾⁶⁾⁷⁾、カナダ⁸⁾、オーストラリア⁹⁾¹⁰⁾、イギリス¹¹⁾¹²⁾では専門性の高い医療職^{*}としてカイロプラクティックの独自性・有効性・安全性に基づいた教育や研究が実践され、多くは大学や大学院などの高等教育機関で4年制から5年制の教育プログラム¹³⁾¹⁴⁾が提供されています。国家資格又は州資格がある国々では業務・名称独占を含めた法律があ

り、WHO指針¹⁵⁾に準拠した教育が義務化されています。

3. 世界保健機関（WHO）は補完代替医療の専門職のひとつであるカイロプラクティックの指針¹⁵⁾を公表し、カイロプラクティック施術者（カイロプラクター）に対して4年間4,200時間以上の全日制教育を提示しています。国内の一部医学会からは医師がカイロプラクティックを行うべきである¹⁶⁾との主張が存在しますが、WHO指針では医師等の医療従事者に対しても安全性の面から2年から3年間2,200時間以上のカイロプラクティック専門教育を提示しています。
4. 国内の専修学校等¹⁷⁾でカイロプラクティックの施術方法に特化した短期講習が提供されていますが、短期講習の形式では安全性を担保できません。国内では高等教育と同等の教育カリキュラムを提供する、国際認証¹⁸⁾¹⁹⁾を取得した全日4年制の東京カレッジ・オブ・カイロプラクティック（TCC）²⁰⁾が創立されています。またTCCではWHO指針の教育を受ける機会がなかった施術者に対して安全教育プログラム（別名 JCR試験受験資格プログラム）²¹⁾²²⁾を提供しています。
5. 平成28年リオで開催されたオリンピックとパラリンピックでは世界各国のカイロプラクター（カイロプラクティック施術者）が選手のケアにあたり日本からも選手やチーム帯同、選手村でのポリクリニック（総合診療所）ボランティアなど様々な形で参加しました。²³⁾²⁴⁾2020年の東京五輪でも同様の活動が期待され、海外の選手が母国と同水準のケアを受けられるよう安全な受け入れ態勢の確保が求められています。
6. 当会事務局には、駐在員や旅行者を含めた在日外国人（アメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、フランス、イタリア、スウェーデン、ドイツ、シンガポール他）から母国と同水準のカイロプラクター（カイロプラクティック施術者）のケアを希望する問い合わせが多く寄せられ、国内でも適正な教育基準を満たした施術者の紹介が求められています。
7. 本年8月1日、日本政府観光局（独立行政法人国際観光振興機構）はカイロプラクティック国際会議の国内誘致や開催を支援するため当会会長をMICE招致アンバサダーに認定しました。²⁵⁾²⁶⁾²⁷⁾日本学術会議はじめ学術的知見を基盤とする各専門分野からアンバサダーが選出され、カイロプラクティックが高度な専門知識を必要とする医療職^{*}のひとつであることが観光庁や日本政府観光局から理解されています。

過去、都内の二つの専修学校でカイロプラクティック教育を実施するため、平成 18 年 7 月 31 日および平成 27 年 8 月 6 日に当会は東京都生活文化局担当者と会談しました。会談では厚生労働省（旧厚生省）による平成 3 年の通知¹⁾を理由に専修学校での教育実施が認められませんでした。一方、文部科学省の「専修学校の学科及び各種学校の課程のコード表」¹⁾ではカイロプラクティックが医療関係の部類に掲載され、高等教育局担当者からは大学設置基準を満たせば基本的に実施可能である旨の回答を受けています。最近では文部科学省が職業教育を行う高等教育機関として「専門職業大学」（仮称）の制度化検討²⁾²⁾を公表し、当会はカイロプラクティック分野の大学教育も期待しております。

カイロプラクティックを利用（受療）する人々の安全と健康を守る観点から、カイロプラクティック施術者（カイロプラクター）を一定水準以上の医療職^{*}として適正に養成することは急務であり、カイロプラクティックの高等教育の実施許可を強く要望いたします。

※ この文章で使用される「医療」は、疾病治療以外にも保健や健康管理を含めた幅広い Health Care（ヘルスケア）を指し、厚生労働省が通常用いる医師中心の疾病治療に限定した Medical Care（メディカルケア）ではありません。

参考文献

- 1) “「医業類似行為業に関する指導について」医政医発 0 2 0 7 第 1 号 平成 2 6 年 2 月 7 日” 厚生労働省法令等データベースサービス。(オンライン), 入手先 <<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>>, (参照 2016-11-11)
- 2) “手技による医業類似行為の危害—整体、カイロプラクティック、マッサージ等で重症事例も—” 国民生活センター. 2012.8.2. (オンライン), 入手先 <http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120802_1.html>, (参照 2016-11-11)
- 3) “いわゆる無届医業類似行為に関する最高裁判所の判決について 昭和 3 5 年 3 月 3 0 日 医発第 2 4 7 号の 1” 裁判所ウェブサイト。(オンライン), 入手先 <http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=51354>, (参照 2016-11-11)
- 4) “Chiropractic: In Depth” National Center for Complementary and Integrative Health. (米国立衛生研究所・国立補完統合衛生センター) (オンライン), 入手先 <<https://nccih.nih.gov/health/chiropractic/introduction.htm>>, (参照 2016-11-11)
- 5) “Chiropractic: An Introduction” National Center for Complementary and Integrative Health. (米国立衛生研究所・国立補完統合衛生センター) (オンライン), 入手先 <https://nccih.nih.gov/sites/nccam.nih.gov/files/D403_06-07-2012.pdf>, (参照 2016-11-11)

- 6) “**Chiropractic**” MedlinePlus. (米国立医学図書館 Medline Plus) (オンライン), 入手先
<<https://medlineplus.gov/chiropractic.html>>, (参照 2016・11・11)
- 7) “**Chiropractors**” Occupational Outlook Handbook. (米国政府労働省労働統計局) (オンライン), 入手先
<<http://www.bls.gov/ooH/healthcare/chiropractors.htm>>, (参照 2016・11・11)
- 8) “**Chiropractors**” Service Canada. (カナダ政府 Service Canada) (オンライン), 入手先
<http://www.servicecanada.gc.ca/eng/qc/job_futures/statistics/3122.shtml>, (参照 2016・11・11)
- 9) “**Chiropractors and Osteopaths**” Job Outlook. (オーストラリア政府 Job outlook) (オンライン), 入手先
<<http://joboutlook.gov.au/occupation.aspx?code=2521>>, (参照 2016・11・11)
- 10) “**Chiropractic Board of Australia**” Australian Health Practitioner Regulation Agency. (豪州医療従事者登録機関・豪州カイロプラクティック委員会) (オンライン), 入手先
<<http://www.chiropracticboard.gov.au/>>, (参照 2016・11・11)
- 11) “**Chiropractic**” NHS Choice. (イギリス政府 国営保険サービス) (オンライン), 入手先
<<http://www.nhs.uk/conditions/chiropractic/pages/introduction.aspx>>, (参照 2016・11・11)
- 12) “**General Chiropractic Council**” (イギリス ゼネラルカイロプラクティック委員会) (オンライン), 入手先 <<https://www.gcc-uk.org/>>, (参照 2016・11・11)
- 13) 菊地臣一他, 補完・代替医療 カイロプラクティック. 金芳堂, 2006.
- 14) “「統合医療」情報発信サイト カイロプラクティック” 厚生労働省.(オンライン), 入手先<<http://www.ejim.ncgg.go.jp/public/overseas/c02/04.html>>, (参照 2016・11・11)
- 15) **WHO guidelines on basic training and safety in chiropractic.** World Health Organization. 2005. (オンライン), 入手先< <http://www.who.int/medicines/areas/traditional/Chiro-Guidelines.pdf>>, 翻訳版 カイロプラクティックの基礎教育を安全性に関する WHO ガイドライン. 日本カイロプラクターズ協会. 2006. <http://www.jac-chiro.org/whojpnnguide.pdf> (参照 2016・11・11)
- 16) “**整形外科とカイロプラクティック**” 日本整形外科学会.(オンライン), 入手先
<<http://www.joa.or.jp/jp/public/about/chiropractic.html>>, (参照 2016・11・11)
- 17) “平成28年度 学校基本調査 専修学校の学科及び各種学校の課程のコード表” 日本文部科学省.(オンライン), 入手先<http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2016/03/28/1355790_22_1.pdf>, (参照 2016・11・11)
- 18) “**Official Directory**” Federation of Chiropractic Licensing Board. (カイロプラクティック資格委員会連合 教育機関名簿) (オンライン), 入手先
<<http://directory.fclb.org/Colleges/AustralasianColleges.aspx>>, (参照 2016・11・11)

- 19) “**Accrediting Bodies**” The Councils on Chiropractic Education International. (国際カイロプラクティック教育審議会 教育認証団体) (オンライン), 入手先
<<http://www.cceintl.org/index.php/accrediting-bodies/>>, (参照 2016-11-11)
- 20) “東京カレッジ・オブ・カイロプラクティック (TCC)” (オンライン), 入手先
<<http://www.chiro.jp/>>, (参照 2016-11-11)
- 21) “JCR 試験受験資格プログラム (安全教育プログラム)” (オンライン), 入手先
<<http://chiro-safety-program.com/>>, (参照 2016-09-12)
- 22) 竹谷内啓介: 国民生活センター「手技による医業類似行為の危害」報告後の課題と対応について. 日本統合医療学会誌. 2015; 8(2): 14-18.
- 23) “**FICS News**” The International Federation of Sports Chiropractic. (国際スポーツカイロプラクティック連盟 FICS News) (オンライン), 入手先
<https://www.fics-sport.org/portal/index.php/en/fics-news/doc_download/41-fics-news-september-2016>, (参照 2016-11-11)
- 24) “**Sports Medicine Volunteer Program**” United States Olympic Committee. (アメリカオリンピック委員会 スポーツ医学ボランティアプログラム) (オンライン), 入手先
<<http://www.teamusa.org/About-the-USOC/Athlete-Development/Sports-Medicine/Volunteer-Program>>, (参照 2016-11-11)
- 25) “**MICE 誘致アンバサダーを新たに 10 名認定!**” 日本政府観光局.(オンライン), 入手先
<http://www.jnto.go.jp/jpn/news/press_releases/pdf/20160824.pdf>, (参照 2016-11-11)
- 26) “**M I C E の開催・誘致の推進**” 観光庁.(オンライン), 入手先
<<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kokusai/mice.html>>, (参照 2016-11-11)
- 27) “「第 39 回政策評価会 MICE 誘致・開催の促進」 MICE 推進担当参事官室 平成 28 年 10 月 14 日” 国土交通省・観光庁.(オンライン), 入手先
<<http://www.mlit.go.jp/common/001149554.pdf>>, (参照 2016-11-11)
- 28) “実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会” 文部科学省.(オンライン), 入手先<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo13/>, (参照 2016-11-11)
- 29) “実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について 審議のまとめ 平成 27 年 3 月 27 日” 実践的な職業教育を行う新たな 高等教育機関の制度化に関する有識者会議.(オンライン), 入手先<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/061/gaiyou/_icsFiles/afieldfile/2015/04/15/1356314_1.pdf>, (参照 2016-11-11)